

議員提出議案第21号

医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和5年12月14日

提出者	12番	大森 ゆきこ	20番	かわごえ 誠一
	22番	筒井 たかひさ	23番	梅沢 とよかず
	24番	高木 信明	28番	細木 まこと
	31番	中村 しんご	32番	清水 こういち
	33番	小山 たつや	38番	米山 真吾

葛飾区議会議長 伊藤 よしのり 殿

医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書

介護事業所や障害福祉事業所では、人材の確保・定着が難しく、運営に支障をきたす事態が深刻になっている。また、募集しても応募がなく、公的に定められた人員配置基準は何とか満たしたとしても、現場で必要としている職員数に満たない欠員状態が続く事業所が多いのが現状である。

厚生労働省の令和4年賃金構造基本統計調査でも、福祉施設等の介護職員の超過勤務手当などを含む平均賃金は月額257,500円で、全産業平均の340,100円と比べて、8万円を超える格差がある。

今日、最低賃金の引上げや大手企業を中心にベースアップ（基本給の引上げ）などによって賃上げが進む中で、介護職員などへの対策は打たれておらず、賃金格差が更に拡大している。

また、令和5年8月に目された人事院勧告は民間企業の賃上げを受けてプラス改定となり、私立保育園等の公定価格や児童養護施設の措置費などは4月に遡って増額される一方で、介護報酬や障害福祉サービス等報酬には反映されない状況である。

介護や障害福祉を支える職員は専門職として位置づけられているにも関わらず、低賃金や人手不足による過酷な労働を強いられることが続けば職員の離職に歯止めがかからない状態に陥り、施設の運営も困難となり、必要な福祉サービスの提供ができなくなる恐れがある。

よって、本区議会は政府に対し、介護職員等の賃金水準を確保するための制度改革と、職員の人権を尊重し生活を保障する取組を迅速に推進するよう、下記の事項について取り組むことを強く求めるものである。

記

- 1 医療・介護・障害福祉分野の賃上げについて、経済対策での処遇改善支援事業を早期に実行すること。その上で、令和6年度の同時改定においては物価高騰・賃金上昇等を踏まえ処遇改善等を行うこと。
- 2 新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材確保のため、手当の支給など、地域医療介護総合確保基金における「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」の活用を推進すること。
- 3 介護や障害福祉を支える職員は専門職として位置づけられており、高齢化社会を支える必要不可欠な人材であることから、公営住宅の空き家の「地域対応活用」を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。